

## 公 告

次のとおり条件付一般競争入札（事前審査型）を行います。

令和8年4月28日

収支等命令者

佐賀県立有田工業高等学校長 馬場 光弘

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 委託する業務 佐賀県立有田工業高等学校定時制学校給食調理等業務委託  
(令和8年度～令和11年度)
- (2) 入札条件等 別紙仕様書のとおり
- (3) 契約期間 令和8年8月3日から令和11年7月31日まで
- (4) 業務場所 佐賀県立有田工業高等学校  
(佐賀県西松浦郡有田町桑古場乙2902)

### 2 入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要します。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (4) 佐賀県発注の契約に係る入札参加資格停止処分又は指名停止処分を受けている者でないこと。
- (5) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
  - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
  - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 入札参加資格確認申請書を提出し、適格審査会により、別紙業者適格審査基準を満たすと認められた者

### 3 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、下記の書類を令和8年5月15日（金）17時までに下記の担当所属に持参又は郵送（必着）すること。提出部数は、別紙「応募業者事前審査について」を参照のこと。

- (1) 入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- (2) 事業者の概要（様式第2号）
- (3) 同種又は類似の業務の実績（様式第3号）
- (4) 担当予定の技術者の資格、業務の経歴及び手持ち業務の状況（様式第4-1号）
- (5) 他の調理員の配置計画について（様式第4-2号）
- (6) 行政処分等調書（様式第5号）
- (7) 社内研修実績（様式第6号）
- (8) 営業概要書（様式第7号）
- (9) 業務実施方針及び手法の概要（自由様式）
- (10) 自社の衛生管理マニュアル
- (11) 県内に事業所等があることを確認できる書類「法人登記簿謄本（登記事項証明書）」又は「法人税納税証明書」
- (12) その他

なお、委託の実施にあたって、適格審査会を開き、別紙「業者適格審査基準」を満たすかを審査する。提出書類の作成に係る費用は、提出者の負担とし、提出された書類については、入札参加資格業者の選定にのみ使用し、その目的以外には使用しない。記載された個人情報についても、入札参加資格業者の選定にのみ使用し、その目的以外には使用しない。

なお、適格審査結果については令和8年6月12日（金）までに通知する。

参考のため、「業務委託仕様書」「業者適格審査基準」を添付する。

※担当所属 〒844-0012

佐賀県西松浦郡有田町桑古場乙2902

佐賀県立有田工業高等学校 事務室

電話番号 0955-42-3136

E-mail : aritakougyoukoukou@pref.saga.lg.jp

#### 4 入札説明会

入札説明会は実施しません。質問は5月8日（金）17時までに上記担当アドレスまでメールにてお問い合わせください。

#### 5 入札書の提出場所等

##### (1) 入札及び開札の日時並びに場所

日時 令和8年7月7日（火）15時

場所 佐賀県立佐賀商業高等学校 会議室（県内5校の合同実施）

- (2) 代理人が入札する場合は、別紙委任状を入札前に提出しなければならない。
- (3) 入札参加者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の10パーセントに相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税にかかる課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額に100/110に相当する額（消費税及び地方消費税を除いた額）を乗じて得た金額を入札書に記載すること。
- (5) 開札は、入札に参加する者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札に参加する者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (6) 提出書類
  - ア 入札書
  - イ 委任状（代理人が入札する場合）
- (7) 入札書の提出方法  
入札は入札書により、本人または代理人が持参すること。
- (8) 入札の延期  
天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができない場合は延期することもあるので、事前に前記3の担当所属に確認すること。

#### 6 その他

##### (1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第3項第2号の規定に該当するときは免除する。

イ 契約保証金 佐賀県財務規則第115条第3項第3号の規定に該当するときは免除する。

(2) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

- ア 参加する資格のない者
- イ 当該入札について不正行為を行った者
- ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを出した者
- エ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者
- オ 入札書の金額の最初に¥の記号を記入していない、又は入札書の金額にアラビア数字を用いていないものを提出した者
- カ 入札書の金額を訂正したものを提出した者
- キ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者
- ク 民法（明治29年法律第89号）第95条（錯誤）により無効と認められるものを提出した者
- ケ 一人で2以上の入札をした者
- コ 代理人でその資格のない者
- サ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(3) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

- ア 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公平に執行することができないと認められるとき。
- イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。
- ウ 入札参加資格を有する者がなかったとき。

(4) 契約書作成の要否 要

契約書には以下の条文が含まれます。（甲は発注者、乙は受託者をいいます）

「（予算の減額又は削除に伴う解除等）

第〇条 この契約は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、該当契約に係る甲の歳出予算について減額又は削除があった場合、甲は、この契約を変更し、又は解除することができる。この場合において、乙は解除により生じた損害の賠償を請求することができない。」

(5) 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みを行った者を契約の相

手方とする。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

ウ 第1回目の開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度入札（第1回目を含め2回を限度）を行う。

(6) 当該入札に定めのない事項については佐賀県財務規則の定めによるものとする。